



有害鳥獣対策について

問 本市が所有するわなの種類と保有数、そして、平成29、30年度の鳥獣の種類ごとの捕獲数を伺います。

答 経済環境部長 市が保有する台数は、くくり罠113個、大型の箱罠26個、小型の箱罠30個です。

捕獲数は平成29年度、アライグマ30頭、ハクビシン31頭、タヌキ17頭、イノシシについては、くくり罠32頭、大型の箱罠8頭の、合計40頭です。

30年度は、アライグマ50頭、ハクビシン15頭、タヌキ25頭、イノシシについては、くくり罠34頭、大型の箱罠8頭の、合計42頭です。

問 市における電気柵の設置状況について伺います。

答 経済環境部長 現在のところ、把握できていない状況です。

問 地域がまとまって申請しな

ければならない、電気柵資材購入費相当分の定額助成について、個人でも申請できるようにしてはどうですか。

答 経済環境部長 地域で取り組んでいくことが重要と考えますが、有効性を確認した上で、今後検討していければと思います。

問 鳥獣被害対策実施隊の設置について、見解を伺います。

答 市長 市鳥獣被害防止計画の中に、設置について検討するとしているため、専門家からの情報収集をしながら、関係機関や団体へ、設置に向けた調整を図っていくこととしています。



箱罠で捕獲されたイノシシ

教育施策について

問 区域外就学の規定について伺います。

答 教育部長 区域外就学につ

ては、市立小学校及び中学校就学区域に関する規則に基づき、保護者から、やむを得ない特別な理由により区域外就学申請書が提出された場合、承諾基準に照らし合わせた上で総合的に勘案し、就学指定変更を行っています。

問 区域外就学が認められる理由が就学途中で消滅した場合、制服やジャージを買い直す、経済的負担についての対策を伺います。

答 教育部長 新たな負担がかかることのないように、前籍校で使用していたものを使ってもよいということになっていきますので、買い直しのための経済的な補助はしていません。

問 区域外就学の理由が消滅してしまう理由もまた、さまざまです。子どもたちの心に寄り添う教育的配慮が必要だと思いますが、教育長の考えを伺います。

答 教育長 さまざまな理由から、その申請理由が解消・消滅した場合については、承諾基準を総合的に勘案しながら、丁寧な対応をしていきたいと考えています。

問 子ども議会開催への取り組みについて伺います。

答 市長 市内の各学校の状況などを勘案しながら、開催に向け、教育委員会に依頼しており、開催の形式を含め、現在調整を進めているところです。

問 公営塾について、概要を伺います。

答 教育部長 教育委員会で行っている公営塾は、生徒が主体的、探究的に学ぶ場所を提供することにより、地域活性化を図ることを目的として、平成28年度から開始しています。現在は市内在住、在学の小中学生及び高校生が自由に利用できる自習室を常設し、派遣講師による学習支援を週2回行っています。

保健福祉部では、要保護、準要保護家庭での貧困の連鎖を絶つべく、中学生に対する支援として、高校進学を目的とした学習支援を行っています。昨年度は、のぎくプラザ、山武中学校、松尾公民館の3会場で、各15回ずつの学習教室を開催し、基礎学力として、主要教科の数学、英語等の学力向上や、学習習慣の定着を図りました。



松尾公民館内の公営塾

個人質問